

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

事業主の海外渡航費

Q : 私は、商用でアメリカへ出張することになりました。ついでに、カナダを観光してこようと思うのですが、これらの費用は全額必要経費になりますか。

A : 事業の遂行上直接必要と認められる部分しか必要経費にはなりません。

【解説】

事業主の海外渡航費用が必要経費になるかどうかの判定は、その旅行目的がその事業遂行上直接必要であるかどうかによって判定されることとなりますが、事業主が商用と併せて観光を行ったときには、その海外渡航に際して支出した費用について、事業の遂行上直接必要と認められる旅行期間と、認められない旅行期間との比等によってあん分し、その事業遂行上直接必要と認められる旅行に係る部分の金額だけが、旅費として必要経費になります。

ただし、その渡航の直接の動機が特定の取引先との商談、契約の締結等その事業の遂行のためであり、その機会に観光を併せて行ったものである場合には、その取引先の所在地等その事業を遂行する場所までの往復の旅費は、その事業の遂行上直接必要と認められる費用として必要経費に算入し、その渡航費用のうち、その往復の旅費以外の部分の金額については、旅行期間等によるあん分を行って事業の遂行上直接必要と認められる部分の金額を必要経費に算入することとされています。

